④　精神病棟
1　七対一入院基本料の施設基準イの④の1を満たすこと。
2　十対一入院基本料の施設基準イの④の2を満たすこと。
3　十三対一入院基本料の施設基準イの④の3を満たすこと。
4　十五対一入院基本料の施設基準イの④の4を満たすこと。

ハ　特定機能病院C入院基本料の施設基準

①　通則

イ及びロに定める特定機能病院以外の特定機能病院であること。

②　一般病棟
1　七対一入院基本料の施設基準イの②の1を満たすこと。
2　十対一入院基本料の施設基準イの②の2を満たすこと。

③　結核病棟
1　七対一入院基本料の施設基準イの③の1を満たすこと。
2　十対一入院基本料の施設基準イの③の2を満たすこと。
3　十三対一入院基本料の施設基準イの③の3を満たすこと。
4　十五対一入院基本料の施設基準イの③の4を満たすこと。

④　精神病棟
1　七対一入院基本料の施設基準イの④の1を満たすこと。
2　十対一入院基本料の施設基準イの④の2を満たすこと。
3　十三対一入院基本料の施設基準イの④の3を満たすこと。
4　十五対一入院基本料の施設基準イの④の4を満たすこと。

(2)　特定機能病院入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める患者

感染症法第十九条、第二十条及び第二十二条の規定等に基づき適切に入退院が行われている患者以外の患者

(3)　特定機能病院入院基本料の注4に規定する重度認知症加算の施設基準

重度認知症の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態であること。

(4)　看護必要度加算の施設基準

イ　看護必要度加算1の施設基準

①　十対一入院基本料に係る届出を行っている病棟（一般病棟に限る。）であること。

②　次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割八分以上入院させる病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を一割七分以上入院させる病棟であること。

ロ　看護必要度加算2の施設基準

①　十対一入院基本料に係る届出を行っている病棟（一般病棟に限る。）であること。

②　次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割六分以上入院させる病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を一割五分以上入院させる病棟であること。

ハ　看護必要度加算3の施設基準

①　十対一入院基本料に係る届出を行っている病棟（一般病棟に限る。）であること。

②　次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割三分以上入院させる病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を一割二分以上入院させる病棟であること。

(5)　特定機能病院入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟を退院する患者（退院日に特定機能病院入院基本料を算定するものに限る。）に占める、午前中に退院するものの割合が九割以上である保険医療機関

(6)　特定機能病院入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める患者

イ　当該病棟に三十日を超えて入院している者

ロ　午前中に退院する者

ハ　当該退院日において、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行っていない者

ニ　入退院支援加算を算定していない者

(7)　特定機能病院入院基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟に入院する患者（入院日に特定機能病院入院基本料を算定するものに限る。）に占める金曜日に入院するものの割合と、当該保険医療機関の一般病棟を退院する患者（退院日に特定機能病院入院基本料を算定するものに限る。）に占める月曜日に退院するものの割合の合計が十分の四以上である保険医療機関

(8)　特定機能病院入院基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟に金曜日に入院する患者に係る入院日の翌日及び翌々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行わない日に限る。）並びに当該病棟を月曜日に退院する患者に係る退院日の前日及び前々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行わない日に限る。）

(9)　入院栄養管理体制加算の施設基準

イ　当該病棟において、専従の常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。

ロ　入院時支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(10)　特定機能病院入院基本料の注11に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院十三対一入院基本料の場合）の施設基準

四の二の(9)のイを満たすものであること。

ロ　精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院十五対一入院基本料の場合）の施設基準

四の二の(9)のロを満たすものであること。